

平成25年度東京都税制調査会
第4回小委員会 議事録

日 時 平成25年10月7日(月) 午前10時～
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成25年度東京都税制調査会第4回小委員会

平成25年10月7日（月）10：00～12：04

都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【税制調査課長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。お手元の一番左側、上から順に、第4回小委員会次第、座席表でございます。その右側ですが、本日ご審議いただきます中間報告の骨子でございます。一番右側ですが、上から参考資料として、10月1日に閣議決定されました「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」とその概要、与党の「民間投資活性化等のための税制改正大綱」でございます。また、その下ですが、「都道府県の基金残高の推移」、「東京都の財政力指数の推移」でございます。また、机上に配付しておりますファイルには、平成23年度答申、平成24年度中間報告及び今年度の第1回から第3回小委員会の資料が綴っております。こちらは適宜ご参照いただければと存じます。

よろしければ会議を始めさせていただきます。

進行につきましては、〇〇小委員長にお願いいたします。

【小委員長】 皆さん、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから平成25年度東京都税制調査会第4回小委員会を開催させていただきます。

本日のテーマの審議に入る前に、これまでの小委員会において委員の皆様から要望のありました資料が本日、参考資料として配付されております。先ほどもご紹介がありましたが、これについて事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】 最初に、「都道府県の基金残高の推移（平成14～23年度）」という資料をご覧ください。こちらは前々回の小委員会で、この10年ぐらいの基金残高の資料についてご要望があったものでございます。このグラフは、財政調整基金について、東京都と東京都以外の全国の道府県の基金残高の平成14年度からの推移をお示ししています。

グラフにお示ししていますとおり、東京都の財政調整基金の残高が、暫定措置導入の平成19年度末に5807億円であったのが、直近の平成23年度決算では3986億円と31.4%減少しております。この間、他の道府県では着実に積み増しが行われており、19年度には2596億円であったのが、23年度には6691億円と157.7%の増加となっております。資料の説明は以上です。

引き続きまして、2枚目の「東京都の財政力指数の推移」のグラフでございますが、前回の小委員会におきまして、平成17年度以降の財政力指数の資料を提出したのですが、もっとさかのぼってみてはどうかというご意見がございましたので、作成しました。こちらは昭和31年以降の東京都の財政力指数をグラフにしたものです。基準財政収入額を基準財政需要額で割って出た数値の過去3年分を平均した数字がここに載っております。東京都の道府県分の財政力指数となります。前回の小委員会では、地方法人特別税を廃止し、地

方税へ復元した場合、さらに地方消費税率を引き上げた場合の財政力指数もシミュレーションできないかというお話があったのですが、各県の税収が増えたときの基準財政需要額についての前提を置くことができず、例えば全体の一般財源に合わせて伸ばしてはどうかという案もあったのですが、財政課とも相談しまして、乱暴すぎる前提ではないかということで試算することができませんでした。説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。ただいま説明のありました参考資料について、何か質問、ご意見がございましたら。

【委員】 これは私がお願いしたものであったのですが、私の印象とは大分異なる部分もあって勉強になりました。ありがとうございます。基金残高のほうですけれども、これは地方が今すぐ積み上がっているという状態をお示しいただいていると思います。ちょっと教えていただきたいのは、積み上げる段階で減債基金が積み上がっている部分が多いという感じなのでしょうか。印象だけ、もしご存じならば教えていただきたいということです。

【税制調査課長】 これは財政調整基金の残高です。全ての基金でやってはどうかというお話があったのですが、総務省で基金の状況という資料がございまして、それに各都道府県の基金残高が載っていて、各年度あるのです。基金は財政調整基金と減債基金とその他特定目的基金に分かれています。減債基金につきましては、総務省のほうにも聞いてみましたが、公債の一括償還に充てる都道府県の場合、公債費として計上しているために減債基金の欄に数字が出てこなくて横棒になっています。そういうところが何県かございまして、都道府県全体で比べることができなかつたため、この資料にはのせなかつたということでございます。また、特定目的基金につきましては、県ごとに事情があつて積み立てていることもあり、基金残高がその団体の財政状況をあらわすものとは言えないのではないかとということで、今回は財政調整基金のみを資料として出させていただきました。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 東京都において財政調整基金がかなり減っているという、この理由は法人関係税の減少ということと、財政的に何か特別の需要があつたということでございますか。

【税制調査課長】 20年度以降は、暫定措置の影響もありますし、景気の関係で税収がかなり減っていますので、少しずつ取り崩して使っているということです。

【委員】 特別の財政需要があつたということではないということですね。収入のほうの影響が大きいと。

【税制調査課長】 そうですね。

【委員】 もう1つ、次の財政力指数のグラフですが、平成23年度、24年度は1.00を割っていますよね。ということは、東京都として交付税をもらっているということですか。

【税制調査課長】 いえ、そうではなくて、東京都は、交付税を計算する場合に、府県としての東京都と23区がありまして、24団体を1つの自治体としてみなして算定される仕組みになっており、大都市分と道府県分を合算すれば、東京都として1.00を超えているので、交付税をもらうということではありません。

【委員】 わかりました。

【委員】 財政力指数に関しては私からもお願いしていたので、このようなデータをいただけただけというのは大変ありがたいと思っています。簡単に言えば、小泉政権以降の一種の好況期において1.41までいっていたという実態がある。ただし、それは本当のバブル期に比べて実はたいしたことなかったということがデータとしてはわかるので非常におもしろい上に、さらに道府県分で見れば1.00を割り込んでいるというのは非常に重要なデータかと思いました。

ただ、今、〇〇委員からご質問があったように、合算算定なので、必ずしもこれだけではないという話に当然なる。都区の24団体分の財政力指数の推移も見ないといけないのではないかと思います。それは前回にも多分お願いしていたと思うのですが、合算算定なので道府県分だけ見てもしょうがない。要は財調のロジックであれば、23区と財調されているのだから、そっちで賄っていれば、地方法人特別税を変えなくても、大丈夫だろうというのは、ロジックとしては十分成り立つので、恐らく23区を入れたら平成のバブルのときはもっと高く出るのではないかと思いますので、より過激に数字は出ると思います。ただ、その場合は、46道府県との比較が必ずしもすぐにはいかない。ただ、財政力指数で財調をやるというロジックからすれば、それは十分比較可能な数字ではあると思いますので、やはり24団体合算算定した財政力指数を見ないと十分な論拠にならないのではないかなど。つまり、特別措置をされたせいで1.00を割り込んでいる、これは逆差別であると。ドイツの憲法裁判所流の言い方になると、そうなりますよね。だけど、23区とくっついていれば十分優遇されているのだから我慢しろと言われたときに、ちゃんと反論できないといけないのではないかと思いますので、24団体としての合算算定のデータがあったほうが、より根拠としてはクリアになるのではないかという印象を受けた次第であります。

【小委員長】 ありがとうございます。小委員会は今年度もう1回予定されております。今月中にあります。数字はもちろんとれるかと思っておりますので、ぜひご用意いただければと思っております。

この参考資料につきまして、ほかにいかがでしょうか。

それでは、本日のテーマに入ります。中間報告の骨子といっても、もう既に文章化されておまして、骨子というよりも素案のようなものです。これについてご意見を伺いたいのですが、全部まとめてというのはさすがにちょっと乱暴なので、いくつか区切っていきたいと思っております。

まず、目次を開いていただきますと、IからIVまでございます。第I部「税制改革の視点」について、まず説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、第I部の内容から説明をさせていただきます。先週、皆様にお送りさせていただきましたから、文言の整理や語句の統一などで若干修正したところがございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、1ページの第I部「税制改革の視点」をお開きください。こちらは昨年度の中間報告をベースに現況に合わせてアップデートしたものでございます。昨年度中間報告と同様に、分権の推進、財源の確保、時代に対応した公平の実現、重要な政策課題への対応になっております。昨年度中間報告と23年度答申からの変更や追加点を中心にご説明したいと

存じます。

まず1ページで、4つ目のパラグラフですけれども、そこにオリンピックのことを記載しました。また、同じページの下から2つ目に、税制改革を進めるには長期的な視野を持つことが重要である、そのパラグラフを追加しております。

次に、2ページでございますが、一番下のパラグラフに神奈川県臨時特例企業税についての最高裁判決につきまして新しく記載しまして、「国は、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めるべき」としました。

その後は数字のアップデートなどをしておりますけれども、ほとんど変わらず、6ページに参りまして、ここは少子高齢化、人口減少社会への対応でございますが、2つ目のパラグラフが新しいもので、「我が国は、欧州諸国に比べて」「家族政策全体の財政的な規模が小さいことが指摘されている」、そのあたりを書いております。

次に、少し飛びまして9ページ、ここは「重要な政策課題への対応」でございますが、上のパラグラフで、「オリンピックの開催とそのさらに先をも見据えて、中長期的な重要課題に取り組んでいくことが求められている」という表現を追加しております。主なところは以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。では、今説明いただいた第I部につきまして、まず質問がございましたら。

【委員】 2ページの下の子課税自主権というのはどういうことを意味しているのでしょうか。

【小委員長】 これは神奈川県臨時特例企業税が無効であるという判決が出たことに関連です。これは法定外普通税だと思いますが、地方税法という課税自主権はもちろん規定はあるのですが、判決の中で、補足意見がここに引用されています。「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」ということで、今ある法律のもとでは、この税は無効であるということです。であれば、こういう税をかけても違法にならないように、地方税法のほうに、課税自主権に対して、つまり独自課税といいますか、法定外税に対して制限を緩和するような規定を設けるべきではないか、という意見をここで書いているということです。

【委員】 一言で言えば、タックススペースは自由に選べないということではないのですよね。

【小委員長】 一言で言うと、そういうこと。

質問はいかがでしょうか。

【委員】 6ページのポツの2つ目ですけれども、家族政策という概念は、そんなに説明しなくてもわかりやすい概念なのかどうなのかというのがよくわからないのです。非常に変なことを言えば、親のない子どもへの施策は家族政策なのかどうなのかというか、簡単に言えば、子育て政策とか、子どもに対するという意味ですか、それとも、そうでないのですか。この家族政策というのは一体どういう意味ですか。あるいは介護保険で親の面倒を見るのは家族政策なのですかね。

【税制調査課長】 この言葉は、国の白書から持ってきています。厚生労働省が出している少子化社会対策白書か。

【委員】 子ども政策ではだめなのですか。

【小委員長】 これについてご意見がございましたら。

【委員】 OECDの社会支出の国際比較統計に家族政策という類型があるのですが、そこでは高齢者の分は入っていないくて、基本的には子育て支援などが含まれているのですが、多分その類型で家族政策という言葉が……。

【委員】 個人に対する支出は入っていないわけですか。

【委員】 個人に対するものは入っていないです。

【税制調査課長】 白書には注がございまして、家族とはどれに入るかというので、子ども手当とか、子どもの関係はもちろん入るのですが、例えば雇用保険だったら育児休業給付とか介護休業給付、生活保護でしたら出産扶助や教育扶助、就学援助制度とか、そういったものはこの中に含んでいるということだそうです。

【委員】 だから、子どもに対する政策ではなくて、子育てをしている保護者に対する政策という意味ですね。

【税制調査課長】 家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付が家族政策の費用ということで……。

【委員】 多分これは専門家の人が読むものではないと思うので、事務局が意図したところがわかるような形で書かれたほうがいいと思います。

【小委員長】 では、ここについてはご意見をいただければと思います。子ども向け、もしくは子育て支援というふうに特化して書いたほうがよいということであれば、そう書きます。

【税制調査課長】 では、誤解がないような形で、わかるように表見を変えるなり、注をつけるなりというのを考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【小委員長】 では、ここは表現を考えさせていただきます。

それでは、ご意見も出てきましたので、第Ⅰ部についてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

【委員】 さっきの質問に関係するのですが、課税自主権とか地方自治体の課税権の議論というのは、要するに取っつきやすいところから取れないから困ってしまうというふうにしか僕にはとれない。地方はもう既に大きいタックススペースを持っているので、その税率を上げて税収を増やすことはできるわけですよ。2ページのポツの4番目に「住民にとって受益と負担の関係が不明確であり」と書いておきながら、住民に対する増税なり課税なりを避ける議論をしているわけで、ここでは非常な論理矛盾を感じています。そこまで見る人はいないのかもしれませんが、よくよく考えたらそういうことかなと思います。取れるところから取ってやろうというのが多分神奈川県議論だと思うのですが、そうだったら正々堂々と住民税なり、ほかのちゃんとした基幹税の税率を上げればいいと僕は思うのです。でも、それはできない。国でも地方でもできないというのはわからないのでもないので、上で受益と負担と言いながら、これはないだろうというのが僕の感想です。

それと、受益と負担の関係という言葉は、実は僕は嫌いなのですが、社会保障関係費をこれだけ出している地方ですから、社会保障関係は再分配なんて受益と負担が一致しないのは当たり前ですからね。ここら辺をどう考えるか。これは決まり文句なので、使ってい

ただいても誰も何も感じないと思いますけれども、1つの政治的な文句になっていますので。特に地方が税源を取るとき。そこまで考える人はいないと思うけれども、とりあえず意見として言わせていただきました。どうするかはお任せします。

【小委員長】 神奈川県の特例企業税については、繰越欠損金に法人税では課税できない、あるいは普通の法人事業税では課税できないことになっているので、それを当年度はもうかっているのだから課税すべきではないかということから始まったものだと伺っております。ただ、ここに書いてある神奈川県というのは1つの例なので、それを一般論的に言って2ページの下のように書いたらどうかという提案です。必ずしも受益と負担ということだけに関係しているわけではないのですが、ともかくご意見は伺ったので、少し考えたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 教えていただきたいのですが、4ページ目から7ページ目ぐらいにかけての「時代に対応した『公平』の実現」というところで、1つ目が「少子・高齢化、人口減少社会への対応」となって、次が「格差拡大、貧困問題への対応」となっています。これは私が見たときに、最初はどのようなキーワードの選び方がされているのか理解できなくて、読んでみた雰囲気として、1つ目は、少子・高齢化や人口減少社会が公平性のある種ゆがめてしまう要因になり得るという原因論で、結果として格差が拡大したり、貧困問題が生まれたりという読み方なのか、それとも、少子・高齢化そのものが公平性を逸脱した結果なのか。格差の拡大は恐らく結果ですけれども。どのようなキーワードでとりわけ最初の2つが選ばれているのかわからないのですが、頭の中で整理する仕方を教えていただきたいと思います。

【小委員長】 この表現はかなり前から引き続いて使っているところなので、改めて今年考えたことではないのです。ただ、少子・高齢化、人口減少自身が不公平の結果だとか、そういうことを言うのであれば大きな問題提起だと思いますが、ここではむしろ少子・高齢化時代の公平をどう考えるかということを書いたということです。

【委員】 僕の質問の趣旨が明らかでなくて、ごめんなさい。なぜそういう言い方をしたのかというと、書き手が、(1)は、我が国の現代の公平性をゆがめた原因をここにありませよと。恐らく述語がそういうのでそろってって、(2)は、それを原因として生まれてきた結果がとりわけ格差の拡大、例えば世代別の格差でもいいですし、所得格差でもいいですが、そういうふうになってあらわれましたよということで、恐らく書きぶりがもう少し変わるのではないかと。原因を書いてあるところには原因の書き方があって、結果だとするならば結果の書き方があるのではないかと印象を持ったということです。特にそれ以上のことはないです。

【小委員長】 タイトルのつけ方とかに工夫が可能かどうか、ちょっと考えさせていただきます。ありがとうございます。

第I部につきまして、ほかにいかがでしょうか。

【委員】 今の点は、過去の中間報告、答申等を見ますと、中間報告では「対応」と書かれているのですが、その前の平成23年11月22日の答申では、該当する部分は「少子・高齢社会に対応した税制」という書き方ですね。もう1つのほうも、「所得格差の拡大

に対応した税制」、(3)として「社会経済の活力を高める税制」という書き方で、そのロジックが原因か結果かというよりも並列のような形で書かれていますので、昨年の中間報告のときに、そこら辺のところは、やはり並列の書き方だったのではないかと思うのです。その辺も少し注意をしていただけたらと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。その点も含めて検討させていただきます。

【委員】 3点あるのですが、まず1点目で、1ページの4つ目のポツに新たにオリンピック・パラリンピックに関する記述が盛り込まれています。「時代の転換を果たすための重要な国家戦略になりうる」という記述は、前振りとして書いておく方法はあるかもしれませんが、他方で都としての財源の問題ですとか、オリンピックを契機としていろいろな再開発事業も展開されるわけですけれども、その中での税財源をどうするかとか、この後の書きぶりともかかわってくるところで、本当にこの前振りでいいのかどうかというところで気になった点がございます。

同じIのところだと9ページで、やっぱりオリンピック・パラリンピックの開催とその先を見据えて、中長期的な課題に取り組むという書きぶりです。最初に書いてあることと最後のところでちょっとトーンが違うので、この辺はもう少し表現を工夫するほうがいいのではないかと思います。それが1点目です。

次に2点目で、2ページ、先ほど〇〇委員がおっしゃったところとかかわるのですが、まず上の段です。3つ目のポツで、地方自治体は、地域に暮らす住民ニーズに基づいて施策を展開している。自らの責任で行うよう、自主財源としての地方税の充実を図っていく必要があるというところの表現が実は若干気になりました。

その次のポツで、先ほど指摘があった受益と負担の関係が不明確という話が出てくるのですけれども、確かに自主的な財政運営をする上で自主財源を一定量確保するのは重要だということは間違いないので、それはきっちり明記するべきだと思うんですが、それを受益と負担の関係という書きぶりとかあわせて、このような書き方をしてしまっているのかどうかというところが若干気になりました。

同じ2ページの下のところ、先ほど出た課税自主権の話ですけれども、下から2つ目のポツで、「適切な政策効果を発揮できるよう課税自主権を強化すべき」という、ここだけ読むと、タックススペースを自由に選べるというふうに私は読めなかったところがあって、どうしても課税自主権という場合には、まず法定の課税権があって、それから出る超過課税ですとか、あるいは法定外税というところで読めてしまうので、課税権の強化なのか、課税自主権の強化なのかというあたりのところをもう少し精査したほうがいいのかと思います。

ただ、神奈川の臨時特例企業税の話は、私は記載しておいたほうが良いと思っていまして、あれで法人事業税の繰越欠損控除の部分を、要するに国のルールに従わない独自の対応をしたということで、つまり国の税制と違うほうを向く政策自体が全て否定されてしまうと、本当に自治体の課税権は非常に限られたことになってしまう。それは、財源の確保が必要なので、基幹税を国と地方で分かち合うという話もこの後に出てくるのですけれども、そのときに、例えば法人課税について、国と地方で異なる方向で法人課税を活用することはどこまで可能なのかという課題とつながってきますので、このあたりは明確に記載をしたほうが良い

のではないかと思います。気になったのは以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。1点目は、オリンピックの話ですね。これは1ページと9ページで、どうもトーンが違うではないかということかと思えます。これはどうでしょうか。言及すること自体は問題ではないと思うのですが、書き方がどうかということで、何かご意見がございましたら。

【委員】 あまり触れるのもよくないかなと思っていたのですけれども。オリンピックですが、よく読むと、財政の持続可能性とか、今後お金がはいばいかかるよとか書いているので、「これだけ東京都の公的支出があるのだけれども、その後、ちゃんとその支払分は回収できるぐらいの、もしくはそれに見合うぐらいのリターンがあるよ」というのを明記しないと筋としては通らない気がします。いろいろあると思いますので、多分そういった意見が出てくるかなということを頭に入れて書かれたほうがいいかと思います。

【委員】 このところも表現として、主語は一体誰なのかというのがよくわからないのです。国家戦略の主語は普通、国であって、東京都が国家を担うつもりなのかどうなのか、私はよくわかりません。あえて言うならば都市戦略というのが1つ。それから国家戦略というのは、簡単に言えば、国のためになるのだから金をよこせというロジックならば非常にわかるんです。公共事業を国費でどどんやれと。ただ、これは受益と負担の関係で一番よくない。簡単に言えば、お金ちょうだい路線ですよ。お金ちょうだい路線は、それなりに1つの自治体の立場としてあり得ると思うのですけれども、どうもトーンが一致しないのです。国家戦略というよりは、私は個人的には別に都市戦略なのだと思いますが、為政者はそう思っているのしょうから、都市戦略にするのが本来の筋で、その都市戦略に国の協力を要求してきたというのが実態なのではないかなという気がします。

それから、「停滞から抜け出し」というのはあまり書かないほうがいいかなと。2020年までずっと停滞したいという気持ちがあるのかわかっているように見えるので、そんな余計なことは書かないで、都市戦略として、どういう効果があるかどうかはともかくとして、やりたいのだと為政者が判断して誘致したわけですから、それに国を動員する。だけど、それが国費を要求する、あるいは国庫補助事業を要求するという話になると、この税調のトーンとはずれるので、需要があるから地方法人特別税のような不当なものはやめて、本来自主財源がある東京が、東京の都市戦略をやるために必要な税制を確保しろという筋にしないとならないというのなら、書きぶりは非常に難しいです。ただ、都の本心として、税金よりはやっぱり国費が欲しいのだという本音があるのであれば、微妙な問題になるかなという気がします。あえて言えば、「停滞から抜け出し」をカットして、「都市戦略になり得る」くらいでよろしいのではないかなというのが私のイメージです。

【税制調査課長】 ここは、国費をくださいという話ではありません。これが本当かどうかという〇〇委員のご意見はあるのですけれども、オリンピックとかパラリンピックがくることで、それが契機となって景気がよくならないですねということだと思います。後ろの9ページの1つ目のポツも、最初の1文というのは、都が少子高齢化対策ですとか、防災都市づくりとか、国際競争力の強化に取り組んでいるというのは、今もやっていますということを書いて、ついでにオリンピックのことも書いて、そういうのもあるので、中長期的

な課題にも取り組んでいくことが必要だということで、その下に、そのためには効果的な施策を推進することと、そのための財源が必要であるということを行っていますけれども、ここは特に国からお金をくださいということを行っているつもりはないのですが、皆さんがトーンが違っていると読めるということであれば、多分表現が悪いのだと思いますので、工夫したほうがいいのかと思っております。

【小委員長】　　ここは、いろいろご意見をいただきまして、どう表現したらいいか、今思いつきませんので、皆さんの発言を改めて確認させていただいたうえで考えさせていただきます。

2点目は2ページの「自主財源としての地方税の充実」、これはたしか去年も議論がございまして、それで結局のところ、こういう形に昨年の段階では落ちついたというよりは落ちつかせたということで、それがやはり気になるということかと思います。これは多分、去年の表現を使っているのだと思います。先ほど〇〇委員、〇〇委員からお話がありましたけれども、これはどういう表現がいいのか、あるいはこのままでいいのか、ちょっと考えさせてもらいたいと思います。

もう1つ、課税権と課税自主権という言葉の違いですね。2ページの下半分のところですが、ご意見としては、課税自主権というよりは課税権と言ったほうがいいということですか。

【委員】　　下から2つ目のほうについては、これは課税自主権というより課税権なのかな。ここで課税自主権というのは超過課税のようなイメージなのか。その後で「法定外税や法定任意税のあり方」というので、こっちが課税自主権のような……。課税権そのものと課税自主権の両方と私は読んだので、前段、課税自主権というのはちょっと違和感を覚えた。

【小委員長】　　「また」でつないでいるから並列のように見えるということですね。

【委員】　　確認したいのですが、課税自主権と言いながら、基本的に超過課税する気はないのですよね。要するに、新しいタックスベースで、取りやすいところから取れるような仕組みにしてくださいというのが本音ですよね。

【小委員長】　　超過課税は、今やっているのは法人だけですよね。

【委員】　　だから、既存の例えば固定資産税を上げるとか、住民税率を上げるというのは、ここでは考えられないことという理解でいいのですね。

【小委員長】　　あと、自動車関連の税制ですかね。車体課税というのですか。

【委員】　　今までの議論からすると、住民にプラスの負担を強いるような意図はないですよ。そこをはっきりしておいたほうが割り切れるので。

【小委員長】　　今ここで、どの税を上げろというふうにはっきりは書いていないですけども……。

【委員】　　だから、既存のフレームワークの中の税率で超過課税が可能であっても、超過課税する気はないと。やっぱりそれが前提ですよ。そうでないと僕みたいなのがごちゃごちゃ言い出すので、超過課税をする気がないというなら、それがない前提で議論を進めたいと思うのです。

【委員】　　恐らく選択肢を広げるということが……。

【委員】 それもあると思うのですけれども、そうでないところを僕は質問しているんです。

【委員】 わかります。そのときに、財政需要との兼ね合いだろうと思うのです。〇〇委員のご指摘は、課税自主権なり課税権は十分持っているのだから、あとはやる気があるかどうかということの心構えがちゃんと書かれているかというご指摘だろうと思うのですね。

【委員】 いやいや、超過課税が政策の範疇に入っていないのであれば、ここで議論しても無駄なので、それはもう考えないということです。

【委員】 そのような方向で今の課税ベースを広げるとか、既存の税目以外に広げるといふことと、さらにプラスアルファで超過課税をするということのご意見の中で、このような課税自主権よりも、今の税体系のもとでの強化を優先すべきだというご意見であれば、それはそれで1つの考えだと思います。だから、それについては、行間を読むということであると、〇〇委員のような厳しいご指摘も出るのはわかるのです。けれども、防災のお話とかのいろんなときも、どのような増税なり、あるいは財政需要に見合うような課税を納税者に求めるのかということについての議論は、私の理解では恐らく今まで一度もしていないと思います。だから、そういう点では、ご指摘のとおり、若干耳が痛いのですけれども、そこについては、私の記憶では、〇〇委員以外にその点について明確なご意見を承っていないと私は理解しています。

【委員】 確かに2ページから3ページにかけて、そもそもあまり議論されていないというのが実態なのではないかと思えます。なので、総論としては、こういう判決が出て、厳しいという事態は認識しなければならないということは非常に重要だと思うのですけれども、それを踏まえて住民税率を上げていくかどうか。住民税率の上限税率を撤廃したというのだから、分権改革として法的な措置は既にされているのでというのが〇〇委員の判断だと思いますが、ただ、それについてはそもそも議論していないので、どういう地方分権の推進の方向で東京都や税制調査会として議論すべきかの議論をしていないので、今後の議論の課題であるというのが正しいのではないかと。

そして、2ページの下から、「国は、抜本の見直しの検討を進めるべき」というのは、この委員会としてはあまり言わないほうがいいのではないかなと。これだどお願いという単なる陳情でしかない。抜本的に検討すべき、と言って、何を検討するのか、と国に言われたときに、どうしてほしいのか提案がない。我々としても、どう国に法制度的な改革を求めるべきか、今後検討していかなければならないと。非常に重要なアジェンダがあると言わないと、これだど単に見直してくれと言っても、何を見直すのですか、何をしてほしいのですかと向こうに言われたときに答えられない状態なので、ちょっと恥ずかしいので、やめたほうがいいのではないかなという気がします。

例えば地方法人特別税をやめろというのはちゃんと議論としてあって、これはやめてくれと国に制度改正要望はありますし、あるいは〇〇委員がおっしゃったような特別なものについて、あれは裁判ではだめだったが、あれを法律的に認めようというのであれば、それはそれで具体的なアイデアはあるのですけれども、それは検討しなければいけないと思います。問題は、特に何も要望がないのに、ただ変えてくれというのはちょっとまずいのではないか

などと思いますので、むしろこういうことについて検討すべきであるというのはあるのではないかなと思います。

【小委員長】 わかりました。いろいろとご意見をいただき、ありがとうございます。最後の〇〇委員のご発言については、今年度中間報告ということですので、どういう課題を来年度の答申までに書けるか、それはまだ議論すべき時間はございますので、今の段階での表現をどうするかということについては工夫させていただきます。

【委員】 先ほど〇〇委員から、〇〇委員からのご意見が今まであったけれども、その他はあまり意識していなかったということですが、私自身、実はこの点に関しては〇〇委員と全く同じ感覚を持っていて、言っても詮ないという印象を持っていて、〇〇委員が言ってくださるので、僕はそれにあえて上乗りをしていかなかった。ただ、そういうご認識をもし会長がお持ちだとすると、少なくとも僕は、税率の上限が撤廃されているにもかかわらず、そこをいじらずに横を広げたいというのは、必ずしもきれいな一貫したストーリーではないという認識を持っています。

その上で、今の〇〇委員のお話の中で、2つ、実は都税調の中で話されているのは、標準税率の引き上げを国にお願いするというシナリオと、現状は住民税率が一律ですけれども、僕が言う筋合いではないのですが、〇〇委員がいたら言うと思うのは、一定税率ではなくて累進的な税率構造を今選択できない状況にあるということの2点は、現時点で国に東京都から要望したようなテーマとして上がってきているところであろうとは思っておりますので、もしこここのところの書きぶりを直す、または今後の検討テーマとして上げるとするならば、これぐらいのところまでは来ていたのではないかと認識しています。

【小委員長】 ありがとうございます。具体的な税目のお話まで入りそうですが、第Ⅰ部につきまして、ほかに今の段階でいかがでしょうか。それでは、今いただいたご意見について、どういう形で取り入れることができるのかどうかについて、これは考えさせていただきますと思います。

それでは、時間が45分ぐらいたちましたので、第Ⅱ部をまとめてということにしたいと思えます。第Ⅱ部は「税制改革の方向性」ということで、基本的な税目についての記述になっております。これについてまとめてお願いします。

【税制調査課長】 先ほど〇〇委員がおっしゃったように、昨年度の中間報告にはなかった部分で、23年度の答申にはあった各税目の考え方です。10ページをご覧ください。「1 基本的な考え方」は、23年度答申を踏襲しております。追加したのが11ページの上から2つ目のパラグラフで、「次世代を含めた国民が安心して希望をもって暮らせる社会経済システムを築くためには、将来を見据え、中長期的な視点から税制改革を行うことが必要である」の部分でございます。

次に、税目に入りますけれども、「2 地方消費税、消費税」でございます。「基本的な考え方」では意義や規模などについて述べておまして、12ページ中ほどの(2)は、昨年度中間報告と同様に一体改革で決められた内容を記載しております。

13ページの表の下のパラグラフの2つで、先週の8%に増税することを確認した閣議決定について述べております。次のところは、「一体改革関連法に基づき、税率を10%に引

き上げる際には」と書きまして、昨年度中間報告では景気条項のところに書いていた内容を書いております。

次に、その下の「(3) 低所得者への配慮」でございますが、昨年度は、一体改革関連法の内容で給付付き税額控除と複数税率について検討するとなっていましたので、それを書いていたのですが、今回はそこを削除しまして、今年1月の平成25年度与党税制改正大綱の軽減税率の部分を引用しまして、与党税制改正大綱ではこういうふうにされたということで、13ページの下から14ページの中ほどまで書いてございます。真ん中のポツの軽減税率の課題では、そのパラグラフの5行目に「高所得者もその恩恵を受けるため所得再分配効果が小さいことなどの問題点も指摘」ということがありましたので、これは昨年度の内容に追加しております。

その次の段落の給付付き税額控除については、昨年とほとんど変わっておりませんが、15ページの最初のところで、昨年度は番号法が廃案になったところで中間報告が出たのですが、番号法ができましたので、表現を変えております。

(4)の「地方消費税の使途」でございますが、最初のパラグラフで、現行の税収と引き上げ分の税収の使途を記載しております。あとは変わっておりません。

15ページの下から16ページにかけての「清算基準」でございますが、昨年度中間報告をほぼ踏襲してございます。少し表現は直したりしておりますけれども、中身は変わっておりません。

(6)の「賦課徴収」のところは、記述を変更してございません。

続きまして、3の「法人事業税、法人住民税及び法人税」でございます。こちらのタイトルでございますけれども、昨年度までは法人二税、法人税という形で、法人事業税と法人住民税を一緒に議論していたのですが、2つの税はきちんと分けて議論すべきであるというご意見がございましたので、このタイトルにいたしました。このことを(1)の最初のパラグラフで述べております。

その後、法人事業税と法人住民税のそれぞれの意義ですとか沿革について述べておまして、法人事業税と法人住民税は地方にとって不可欠な基幹税であること、地方法人課税は企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うために法人に課税するものであり、行政サービスを受ける法人に応分の負担を求めることが適切であるというあたりは、23年度答申、24年度中間報告に沿って記載しております。それは18ページのほうにつながっています。

18ページの下「(2) 法人実効税率のあり方」でございますけれども、こちらは最初に主要国の中で我が国の実効税率が高いと言われていること、24年度に引き下げられたことなど述べた後、19ページに参りまして、2行目ですが、ここでいう高いと言われている実効税率とはどういうものかということを説明しております。法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、国税と地方税の表面的な法定税率を単純に合計したものであるという説明をつけ加えました。続けて、「これは一つの指標に過ぎないため、それだけを見て企業負担の軽重を議論するのは適切ではない」としております。

続けて、2つ目のパラグラフでは、「税制度は国ごとに異なるため、企業負担を比較する

際には税率だけでなく、課税ベースや租税支出の規模の違いなどを考慮する必要がある。そのため、そもそも実効税率は国際比較になじまないという意見もある」としております。

そして、例えばということで、スウェーデンとドイツの例を挙げさせていただいております。スウェーデンのほうの委託調査につきましては、小委員会の先生方には既に送付させていただいております。

(3)の「法人企業の公的負担のあり方」でございますけれども、国際比較をする場合は租税以外の負担も考慮する必要があると。20ページまで続いていますけれども、この辺は23年度答申と同じ表現となっております。

(4)の「法人課税に関する最近の動き」ですけれども、本日、参考資料でお配りしておりますが、先週、政府は消費税率の引き上げとそれに伴う経済政策パッケージを閣議決定しました。ということで、その具体的な内容、例えば投資減税措置などについて説明しております。また、与党税制改正大綱も取りまとめられましたので、復興特別法人税の1年前倒しの話などを記載しております。

これについて、20ページの下から2つ目のポツのあたりで、「投資減税等の効果は、業態や企業の規模によって異なる可能性があり、業種別の検証が必要との議論がある」ですとか、「一時的な負担軽減措置が、中長期的な経済成長に資するものか慎重な検討が必要である」などと述べています。

また、実効税率につきましても、20ページの一番下の行から書いておりますが、引き下げが主張されているわけですが、21ページに参りまして1つ目のポツにありますように、経済産業省が行った調査の中でも税負担を理由としているところは少ないですとか、2つ目のポツは日銀のレポートです。経済産業省のほうは日本の企業が海外進出を決めた理由、日銀のほうは日本に直接投資をするかどうかということですので、そういう調査の結果を載せております。これらの調査から、実効税率の高さは1つの判断材料であるけれども、ほかの規制緩和や人材の充実がより重要であることがわかるということを書いております。

また、下から3つ目のポツは、世界経済フォーラムの報告書で、実効税率の低さと国際競争力の順位が合っているわけではないということをおっしゃっております。

21ページの下から2つ目のポツからは、実効税率が高い理由は、地方法人所得課税によるものだという意見があるということに対しての反論をしております、「地方自治体の果たしている役割の大きさも考慮し、実効税率引下げの効果を検証するなど冷静な議論が必要である」と述べております。

22ページですけれども、その結論が、「地方法人課税が地方の財政需要を賄うため、公共サービスを受ける法人に課税している趣旨に鑑みると、国による政策の影響については、国の責任で対応すべきである」としております。

(5)の「外形標準課税」は、23年度答申、昨年度中間報告と同じ趣旨となっております。

「分割基準」も、昨年度の中間報告と表現を全く変更しておりません。

23ページの「(7) 今後のあり方」で、1つ目のパラグラフは、昨年度中間報告の地方

法人課税の部分で述べた内容をそのまま記載しておりまして、次のパラグラフで、「そのためにも諸外国の税制の動向を見極めつつも、法人に応分の負担を求めていくことが必要である」としております。

23ページの下から、「4 個人住民税、所得税」でございます。昨年度は一体改革の関連で、税率構造についてのみ記載しておりましたけれども、今回このように節を設けて、「(1) 基本的な考え方」では、24ページにかけてですが、住民税の規模とか基幹税の1つであることを言うております。

24ページの「(2) 所得再分配機能のあり方」は、昨年度の中間報告では、第I部の「格差拡大、貧困問題への対応」に記載していた内容でございまして、こちらに持ってきております。

24ページの下「税率構造」の部分は、昨年度から変更しておりません。

25ページに参りまして、「控除」という小見出しがありますけれども、1つ目のパラグラフは、先ほどと同じく、昨年度は第I部の「格差拡大、貧困問題への対応」に記載しておりましたとおりです。パラグラフの後半の世帯構成のところは今年度追加しております。

2つ目のポツの年金課税のところは、公的年金等控除について昨年度も述べていたのですが、ここでは世代間格差と高齢者の中の所得格差を踏まえて、「公的年金等控除をはじめとする年金課税のあり方について、今後、検討する必要がある」としております。

最後のパラグラフの生命保険料控除は、今年度新たに追加した内容でございます。

25ページの下「車体課税」でございます。昨年度は一体改革の中で自動車取得税が出ていましたので、そこに書いてあったのですが、今年は「車体課税」としてございまして、26ページにかけまして、(1)で車体課税の意義、規模などを述べております。

26ページの(2)の「車体課税のあり方」ですが、今回は自動車取得税の廃止の方向性などがありますので、今年1月の与党税制改正大綱の内容をこちらに記載しております。

27ページの1つ目のポツです。先週の閣議決定の中身も記載しております。

2つ目のパラグラフでは、「車体課税の見直しに当たっては、都道府県、区市町村にとって重要な財源であることを考慮し、地方財政に影響を与えないよう、具体的な代替財源を確保すべき」、また、「地球温暖化等の環境問題を解決し、持続可能な発展を実現していくため、環境重視の考え方を税制に組み込むことが必要である」などと言っております。

3つ目のパラグラフで、自動車の取得、保有、走行の各段階で環境に応じた課税を行うことでインセンティブが発揮されるようにすべきであるという主張を新たに加えております。

今、総務省で自動車関係税制についての検討会が設けられて議論されているということで、ここから後の部分につきましては、自動車税の見直しですとか、ヨーロッパの自動車税等について記載してございますけれども、その検討会から何か案が出てきたときには書きかえる可能性もあると考えております。

28ページの最後のパラグラフに、小委員会で出てきたので、水素自動車についての意見を新しく追加してございます。

【小委員長】 ありがとうございます。今、全体を説明していただきましたが、少し長いので、まず「基本的な考え方」と「地方消費税、消費税」、つまり1番、2番につきまし

て、ご質問、ご意見がございましたら、どうでしょうか。

【委員】 質問ですか。

【小委員長】 どちらでも。

【委員】 去年の文言そのとおりのところがあるのですけれども、10ページの2つ目のポツで、「地方税の割合は約4割にすぎない」という言葉がありますよね。4割は低過ぎるという議論があるのですけれども、実を言うと、日本の地方税の比率4割というのは、国際比較するとすごく高いんですよ。だから、知っている人を見ると、何を言っているのだという話になるので、知らない人が多いと思うのですけれども、6割に比較すると4割とか、ちょっと工夫を入れたほうが……。それを比較しても本当は高いのですけれども。〇〇委員はよくご存じだと思うので。

【小委員長】 では、少し表現を考えさせていただきます。ありがとうございます。

1番、2番に関して、ほかにいかがでしょうか。消費税に関しましては、この1週間の間にもいろいろな動きがありました。それが投資減税という形で、実はほかの税目にも影響してくるということですので、それについてもまた後で触れるかと思いますが、消費税についてはよろしいでしょうか。それでは、何かありましたら、また追加でも結構ですのでお願いします。

次は、「法人事業税、法人住民税及び法人税」です。少し長いのですが、先ほど説明しましたとおりの、法人二税という呼び方をやめようということで、こういうタイトルになっておりますが、3番で何か質問、ご意見がございましたら。

【委員】 19ページあたりになりますけれども、確かに法人の実効税率が今議論の焦点になっているわけですが、ここではそれに対して、単に税率で見るだけでなく、実際にさまざまな要素、法人負担とは何かということについて考慮しなければいけないという議論を展開されていて、これはこれで、ここで記述されている内容については、基本的にこのとおりでいいのではないかと考えております。基礎的なデータとして国際的な税率比較とか、例年、参考資料を恐らく後ろにつけるのだと思いますけれども、税収の対GDP比の比率で見た場合にも、日本は、つまり税率は確かに大事ですが、実際に税負担がどうなっているのかということと言うと、赤字法人だとか租税特別措置の存在によって、実際には結構課税ベースが小さくなっているのではないかと指摘についてはかねてからあったわけで、それを非常に簡単に見るためには、法人税収の対GDP比という指標で見ると、実際の法人負担の重さがわかりやすく見えるということもありますので、そういった手法で見ても、法人負担の軽重の議論は、19ページの最初のポツのところでも客観的に議論できるのではないかなと思います。

それから、同じく19ページですが、そのすぐ下あたり、3つ目、4つ目で行われている議論は、例えばという議論ですけれども、仮に国、地方合わせての法人税率の高さが国際競争力上の問題をもたらしているということであるとすれば、都税調として、法人税率の引き下げという議論も場合によってはあり得ると考えるかどうかですね。ここは「例えば」という言い方になっておりまして、明確な方向性を出していないのですけれども、仮に引き下げるとすれば、課税ベースを拡大させて法人税収を確保するという形ですよ。です

から、現行のさまざまな法人税に関する租税特別措置は問題が多いのではないかと、この際、これらを整理しながら法人税率を引き下げるといっても1つの方向ではないかという形で、積極的にスウェーデンやドイツの例を使いながら言っていくのかどうかという点ですね。私は、そのように書いてもよいのではないかなと。まずは法人税率の国際比較を単純にやることに対する批判はもちろん書いてよろしいかと思いますが、仮に下げるのであれば、そういう方途を追求する。その結果、OECD諸国においても、法人税率が全般的に下がっているにもかかわらず、法人税収が上がっている、あるいは少なくとも横ばいであるということがあるわけですが、その背景にはこういった課税ベースの拡大があるわけですので、そういった意見を出していてもいいのではないかなと個人的には考えています。

【小委員長】 ありがとうございます。この点について何か御意見がございましたら。今日は〇〇委員が御欠席なので。〇〇委員がいらっしゃると、またいろいろと御意見があるかと思えます。次回は出席されると伺っております。

今、企業の公的負担のあり方に関する分科会を設けております。そこでもいろいろと委託調査を行って、それをもとに議論が行われていると伺っておりますので、中間報告段階でどう書けるのか、あるいは来年の答申に向けてどう書くのかということになりますが、分科会での議論の整理をやっておりませんので、まだここには十分生かされていないという面がございます。ただ、委託調査が注にあがっておりますけれども、スウェーデンのものは分科会活動の一環でしたか。またそれに加えて、今年はドイツの調査をしているのでしたでしょうか。

【税制調査担当課長】 アメリカとドイツです。

【小委員長】 アメリカですか。分科会の議論に基づいて調査が行われているということですので、それが生かされることになるのではないかと思います。ただ、都税調としてどういう書き方にするかは、そのインパクトも含めて、またいろいろと考えなければいけないと思っておりますので、ご意見を承って考えさせていただきます。

【委員】 委員会か小委員会かの議論で、法人二税をひとくくりにするというのはちょっと乱暴なのではないかという議論が17ページに入っているんですけども、よくよく考えれば、国と地方を合わせた法人所得課税については一括した議論をしてしまっているわけです。本当に法人税と住民税法人税割を同じで議論していいのかなのかというのは十分議論していなかったなというところに気づきました。今さら気づいても手遅れですけども。法人に関係するという意味で、無関係ではないというのはそのとおりですが、そもそも実効税率は足せるという判断が前提にあるわけですけども、本当にそんなものなのかという議論はやっていなかったというのは1つの反省点かなということ。

2つ目は、実効税率がマジックワードであるということについて述べられているのは、今、足せるということが大前提になっているわけですけども、足せるという上でネットの数字を出すということですが、〇〇委員がおっしゃったように、これもあまり実効的でない。むしろ名目税率に近い。名目ネット税率なわけですね。だから、「実効税率」という、この言葉自体やめたほうがいいのではないかなと。非常にミスリーディングである。実効税率だと、本当にかかっているかのような悪印象を与える言葉であるけれども、実際には、いろいろご

ちやごちややれば税金を払わなくていい法人も出るので、実効という言葉を抑えるには、言葉としてかなり間違った言葉なのではないかなと。実効税率って別に法律用語でも何でもありませんよね。ただただ勝手に財務省が使っている用語なので、ややイデオロギー的な用語ではないかなという印象を受ける次第であります。

【小委員長】 財務省が発表する租税関係の資料に実効税率の国際比較などというものがよく出ているので、何となく我々もそれを使ってしまっているところはあるのです。ただし、実効という言葉は、もともと学問的にはそういう意味では使っていないはずなので、確かに名目税率なのですね。今、ご意見がございましたので、こども考えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【委員】 法人税のところですが、まず先ほど〇〇委員もおっしゃいましたけれども、2つの税をひとくくりにするというのは疑問と書いておいて、19ページの「公的負担のあり方」で、法人所得課税と社会保険料と一緒に議論しています。これこそ僕は問題だと思う。社会保険料って通常、労働所得課税とみなされるのですけれども、何でこれがここに出てくるのか。よく議論されますが、社会保険料ほど賃金に転嫁しやすいものはないし、いろんな企業の経営者の方のインタビューとかを見ると、社会保険料は人件費としてみなして賃金体系を決めているとおっしゃっている場合もあるので、経済学もいろいろありますけれども、少なくとも僕が理解している経済学では、ちゃんと勉強しているのかと言われるような文言なので、ここら辺はどうなのでしょうね。去年の場合はおそらく僕はこの議論を多分見逃しているから、しょうがないなと思って、そのまま黙っていたのだと思うのですが。特にはじめのほうの17ページに法人二税をひとくくりにしていいのかと言いつつ、さらに性質の異なる社会保険料を入れて議論しているというのは、一貫性がないかなという気がします。

あと、21ページにいろいろリファレンスを書いてあって、進出云々とかありますが、これはこれでいいのかな、どうなのかな。

あと、「実効税率引下げの効果を検証する」と書いてあるのですが、これは先ほどの意味での実効税率だと思うのですが、法人関係税率の企業進出に対する効果に関しては、80年代から経済学の研究がいろいろあります。特にマイケルドゥブルー（Devereux）とかグリフェス（Griffith）たちの一連の論文があるので、わざわざここに書く必要があるのかなという気はしないでもないですが。上のほうでいろいろ参考資料をリファレンスされているので、もっとちゃんとしたのを見ればいいのかなという気はしないでもないですね。レポートにこういうリファレンスはとらないと僕は思っていたので。でも、そうするのだったら、それをやられたらいいのかなと。

あと、意見があるとか、いろいろあるのですね。例えば19ページの上から2ポツで、「実効税率は国際比較になじまないとの意見もある」と。意見もあるというのは、我々がここで議論したのを書いていらっしゃるのですか。そうでなかったら、意見もあるということであれば、ソースはちゃんと書いたほうがいいのかという気はします。

【小委員長】 中間報告全体の中で、意見があったとか、あるとかという位置づけは、みんなが一致しているわけではないのですけれども、個人的な意見もあるというところについて、それを特にリファーしているというところは確かにございます。

【委員】 だから、ここに出てきた議論という意味ですね。

【小委員長】 この箇所ですか。

【委員】 全て。ここでもそうです。

【小委員長】 全体ですね。全体に意見があったとかなんとかというのは、そういう面があると思います。

【委員】 面があるというよりも……。

【小委員長】 面があるではなくて、そういうところがあった。要するに議事録を見たということですね。

【委員】 そうでなければ、ソースがあるのであれば、ちゃんとリファーしたほうがいい。

【小委員長】 わかりました。では、ここはどうか、ここはどうかということでチェックさせていただきたいと思います。

【委員】 ○○委員が言いたいのは、議論があるといったときに、都税調の中での議論があったのか、あるいは外の議論なのかをちゃんと峻別しましょうというご指摘だろうと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

【委員】 今、○○委員がおっしゃられた19ページの「法人企業の公的負担のあり方」のところですけども、○○委員が税と社会保険料あわせて負担のあり方を議論するのはいかかというのは、そのとおりでと思うのですが、他方で、今の状況を見ますと、グローバル化の中で、法人の負担が非常に重いのだという国際競争の観点から、いわば企業にとっては法人税もコストであると。そのコストを引き下げろという議論の中で、社会保険料の事業主負担分とあわせて、その部分のコストが日本だけが重いという主張は妥当ではない。そういう議論につき合うために、こういう記述を盛り込んでおくことには、私は一定の意味があるのではないかと思いますので、これはそのまま維持したほうがよいのではないかと思います。

【委員】 では、そこを書かなければ……。いきなりこんなのが出てきたら、こいつは勉強しているのかという議論になるので。

【小委員長】 では、ここの表現をどういうふうに変えたら外部の人にわかってもらえるのかということを含めて、なぜ書いているのかということを知ってもらえるように工夫させていただきたいと思います。

【委員】 細かいことですか、法人課税に関しては、ここの枠に入らないのでしょうかけれども、固定資産税に関しても、法人の機械設備に関して課税されているのをやめるということまで来ているのですかね。軽減せよと。景気対策の観点から出てきていますが、固定資産税に関して目次がないので、今回扱われていないのですかね。それであれば、広い意味で法人課税と今起きてきているさまざまな議論に対してコメントしていくことの枠に入れざるを得ないのであれば、20ページから22ページのどこかに……。法人課税ではないけれども、固定資産税で法人課税しているわけですね。

【委員】 それはたしか以前にも議論になって、固定資産税も法人が払っているということです。だから、法人課税とか法人負担という枠組みの設定の仕方自体が、法人が実在して

いるかのごとき前提に立っているわけですね。本当は転嫁しているにもかかわらず負担を負っていると主張できることになる。そもそも法人は負担不能なわけですね。最終的な資源保有者が負担しているわけで、法人は原理的に言うと常に負担ゼロのはずなのに、あたかも法人を自分の持ち物かのごとく思っている経済人が、あたかも負担を感じているという錯覚をしているだけというのが本来の筋だと思います。だから、恐らく経済学的に、私が聞いた範囲では、全て法人とは負担はあり得ない。素人の私が言うのは間違っているかもしれませんが、そういうことなので、そもそもこういう問題の設定自体、恐らく日本資本主義の特色であって、ウェーバ一流に言えば、官職、経営手段との分離がされていない、財政社会学的に言うと、あたかも自分のものであるかのごとくに思っている人がいるということであらわしているという現状だけであって、それにつき合うと全部論理的には一貫しない話にならざるを得ないということだと思います。だから、そこをどう対応するか。要は2つのものをあわせて議論するという自体もおかしいし、公的負担という意味で、社会保険料と何で一緒に議論されるのか、あるいは〇〇委員がおっしゃったように固定資産税も議論に出てくるということは、企業私物論的な発想が前提にあって、最終的に転嫁しているという認識がないということに問題があるのではないかと。そういうふうになると、そのうち所得税の源泉所得だって法人の負担だとか、わけのわからないことを感じ出すと思うのですよね。そういう意味で、経済学的にちゃんと筋の通った議論は一本言っておいたほうがいいのではないかと。

ただ、行政実務的には、最終的な負担者はもちろん転嫁されているわけですがけれども、とりあえずお金がたまっているところから取る、取りやすいところから取るというのは行政的な当然の論理です。多分これは行政の論理で決まっている話で、取りやすいところから取りたいということと、私物だと思っている人とのせめぎ合いになっている。いずれも経済学的にはロジックの成り立たない話なので、全体としては議論の仕方がおかしいのではないかと。これは、経済学の人にはもうちょっと言っただけならばという気がいたします。行政的には非常によくわかります。たまっているところ、取りやすいところから取りたい、それは法人であると。非常にもっともだと思えますけれども。しかし、それは法人の負担ではない。

【小委員長】 固定資産税に関しては、実は昨年度は議論をやりまして、それに基づくことを書いたのですがけれども、今年は改めて回を設けていなくて、やらなかったというところはあるので、確かに19ページから20ページにかけての「法人企業の公的負担のあり方」に入るかどうかということですね。現実には償却資産に係る負担をどうするかということが主張として出てきていることは、今、〇〇委員からお話を伺ったとおりです。しかし、そこをここで入れるかどうかということについては、もちろん来年度答申に向けて、またそれをどう書くかということが必要になるかと思うのですが、今の段階でどう書けるのかということはどうでしょう。ここについて何かご意見がございましたら。もし入れるとすると、改めて項目をつくるというのはさすがに無理なので、ここで言及するかというくらいだとは思いますが、もし積極的にこうすべきだというご意見が今あまり出てこなければ、こちらで考えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、その次に4番の「個人住民税、所得税」に関して何かございましたら。先ほど

〇〇委員から既に超過課税のお話がありました。それは伺いましたが、今回は〇〇委員がいらっしゃるいませんので。それぞれのご意見を伺った上で、24ページから25ページにかけて書いているということでございます。

【委員】 そちらではないのですけれども、25ページの「控除」というところです。今、僕自身が失念しているところかもしれないのですけれども、これが新しい書きぶりのように感じていたのですが、僕は、これはとても大事なところだと思っていて、感動すらしているのです。ただ、冒頭の所得格差の拡大に対する税制面からの対応策として控除をいじるというのは少し違和感を覚えていて、公平性の側面から控除をいじるとか、財源調達の機能充実のために控除をいじるというストーリーはわかりやすいのですが、これは本当に所得格差の拡大に税制面から対応するための控除をいじるという方向性で合っていますでしょうか。

【小委員長】 確かに表現として、拡大に対する対応策というよりも、今、〇〇委員が言われたとおり、公平面ということと言ったほうがより一般的になるかと思えます。

【委員】 皆さん釈迦に説法でしょうけれども、財政学は、公平性は2つ意味がありまして、垂直的と水平的ですね。はじめのほうは垂直的で、あとのほうは多分水平的だと思うんですが、両方とも公平性ではある。ただ、違う概念ではある。税制の話なので、多分水平的公平性の話だとは思いますが、そこを意識するといいいのかなと思えます。

【小委員長】 この書き方を工夫させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

よろしいですか。それでは、「車体課税」のほうに行って、いろいろと動きはあるようでございますが、いかがでしょうか。

【委員】 先ほど言及がありました総務省の有識者会合に加わって議論しております。主税局から総務部長が同じく委員で入っていらっしゃいますので、事務局は既に議論の途中段階をよくご存じだと思いますけれども、ポイントだけ参考までに、どういう議論があるかということですが、これから本格的に報告書をまとめる作業に入るという段階でございまして、基本的には、与党の税調の税制改正大綱の中で、消費税の8%、10%—10%は政権がもう1回決定をやるので、もう1回議論になるでしょうが、10%になった段階で取得税は廃止という点については前提として議論をしております。ですので、取得税が廃止されるとなると、取得税が持っている財源、これは市町村の財源にもなっているわけですので、失われる財源をどうするかという点と、これを使って相当エコカー減税をやっていますので、環境施策上もこれがエコカーに対する需要喚起を引き起こして、相当シフトしたということについて、さまざまなデータや検証もございまして、こういった両方の機能をどうするかというと、単純に廃止という形にはならないのではないかという問題意識があります。それで実際に税調の税制改正大綱でも、環境政策上の効果はきちっと踏まえるべきだという議論がありまして、そういう点で今議論されているのは、取得税の持っている機能を自動車税の中に取り込むということですね。ですので、ある種の統合。両方とも都道府県税でやりやすいので、これを取り込むということですね。

具体的には、最後の28ページに書かれているfirst - Year - Rateというのが実はイギリスでありまして、これが恐らく参考にされていまして、自動車税の枠内ですけれども、初年

度取得価額で課税して、エコカーに対してかなりの減税をしていくということを今考えておきまして、しかし、2年目以降は現行のとおり、これは財産課税としての性格を持たせつつ排気量で課税する。これはまだ全然決まっておられませんけれども、1つの案ですね。もっとも、全て取得価額で行くべきだという意見もございまして、まだ決まっておられません。そういう意味では、取得価額で行くべきとなると、これは経年による減価をどう評価するかという固定資産税と同じ問題が出てきますので、こちらは課税技術上、非常に難しいなということがあります。それで、財源調達と課税インセンティブ、環境インセンティブの両立を図っていくということから、排気量を課税ベースにしなごら、欧州でやられていることを参考に、CO₂の排出量を課税ベースに入れて組み合わせとするということが検討されています。

ただ、車の登録をする際に、国交省がそれぞれの車のCO₂の排出量を基準に設けておりませんのでデータがないということから、当面燃費を使うという方策が考えられております。長期的には、最後になりますけれども、排気量ということ自体も恐らく意味をだんだん減じていく可能性がありまして、ハイブリッド車とか電気自動車とか出てきますと、モーターの占める比率が大きくなっていきまして、だんだんと排気量というもの自体が持つ意味が少なくなっていくので、将来的にはそれ以外の例えば重量とか車軸とか投影面積とか、恐らくこういったものをベースとして議論せざるを得なくなる時代が来るのではないかと、そのような議論をしております。

【小委員長】 今の段階ではそちらの結論が出ていないので、こういう形の問題提起になっております。いずれもこれまでの考え方を踏襲するといひますか、そういう形で書かれていますので、そちらの意見がいつ出てくるかわかりませんが、少なくとも来年度の答申の前には出されると思ひますので、その段階で工夫させていただければと考えております。

【委員】 確かにここに書いてあるのを見ると、総論部分の8ページのところでは、環境重視を小見出しに挙げておかないとやっぱりまずいのかなという気がいたしまして、さかのぼってしまうことで申しわけない。前期答申ではそういうことをはっきり打ち出しましたけれども、仮に車体課税を見直すのであれば、環境配慮でいくべきだという提言をするのであれば、総論部分に一応挙げておかないとならない。ただし、あまり文章が短くというか、ポツ2つだけだと小見出しにするには情けない内容になってしまうかもしれませんが、一応言っておかないと迫力に欠けるかなという印象は持ちます。遡及的な話で申しわけございません。

【小委員長】 ありがとうございます。

【委員】 これは単なる質問ですが、CO₂、CO₂と書かれていますけれども、ここで環境のためというのはCO₂だけが問題なのですか。僕はCO₂自体はどうでもいいと思ひているものですが、それは横へ置いておいて、CO₂だけが環境にいいのでしょうか。ディーゼルの問題とか、いろいろ……。ディーゼルもよくなっていますけれども、そういう議論はないのですか。そういう議論をすれば奥行きが深まるのかなという気はします。

【小委員長】 ここはいかがでしょうか。〇〇委員、何かございましたら。

【委員】 総務省でやっている議論の紹介でいきますと、現在やられているエコカー減税はNO_xとかPMとか、そういうものに対応した軽減措置を入れています。当然、今〇〇委

員がおっしゃった論点は有識者会議で出ておりまして、どういうふうになるか最終的に決まっていらないのですが、NOx、PMの基準を設けて、これを満たした車に対してエコカー減税のやり方を引き継ぎまして、CO₂の排出量の多寡でさらに評価をしていくということ。具体的には、当面は燃費になるわけですが、ですので、まずNOx、PMの基準を満たしているか否かを、税金を引くときの前提条件とするという制度設計になっております。

【委員】 それに関連して言うと、新しく売られる車というよりも、古い車をどうするかという問題があるかと思えます。でも、これは多分ここでの議論とはずれるのかな。ただ、どちらかというところ、そこが一番重要で、それに対応するような税制をどうするかという議論があってもいいかなと思えます。

【小委員長】 ありがとうございます。ただいま出された意見はそれぞれ貴重だと思っております。もちろん、環境税に関しては〇〇委員、〇〇委員など大変よくご存じの委員の方がたくさんいらっしゃいますので、現段階でどういう表現が適切かについて、またご相談させていただきます。

【委員】 これは多分国全体のことを言うところが多いので、東京都にとってはという話を出にくいかもしれませんが、この委員会では何度か申し上げさせていただいているのは、東京都は公共交通が非常に整備されている地域であるからこそ、車ではない交通手段もあるわけですから、その意味でも、あえて車に罰則的なピグー課税的な課税というのは意義があると僕は思います。なので、どういうふうな入れ方をするかは別として、とりわけ公共交通の発達している地域においては、自動車から違う交通手段へのシフトのためにも必要だということが可能なのか、またはそういう議論はここでしないのかはまた別ですが、私としては、そういう文言を入れても悪くないのではないかと思います。

【委員】 今、東京都がというお話が〇〇委員から出たのですが、車体課税については、都はこれまでも不均一・超過課税をやったりとか、自動車に関しては積極的にやっているところがあるので、これまでやってきたところをもう少し記載して、この次、国のほうの制度改正も踏まえて、それを受けてどういうふうに環境に配慮した車体課税を都として考えるのかという打ち出しをしてもいいように思います。

【小委員長】 ありがとうございます。さらに貴重なご意見をいただいております。現段階でどういう形で取り入れられるかということを含めて検討させていただきたいと思えます。

それでは、時間もございますので、最後の部分までいきたいと思えます。説明をお願いします。

【税制調査課長】 では、29ページをご覧ください。第Ⅲ部「地方財政調整制度」でございます。1の「地方財政調整の意義」につきましては、昨年度の中間報告をそのまま踏襲しております。

2の「地方交付税制度のあり方」ですが、1つ目のパラグラフで、地方財政調整の方法として、「我が国では、全国に標準的なサービスを行える財源を保障することが適当とされていることから、財政需要額と税収入額の両方に着目した地方財政調整制度である地方交付税制度が受け入れられてきており」としております。

その後、30ページにかけて5つパラグラフが書いてありますが、この辺のパラグラフは昨年度中間報告から変更しておりません。上から5個目のパラグラフ、「なお」というところが新しく書き加えてございます。「地方交付税制度の財源保障機能及び財源調整機能を適切に発揮するためには、交付税原資となる国税五税の総額確保を重視すべきであるとの意見があった」というところです。

次に、「3 地方法人特別税、同譲与税」ですが、こちらは最初のほうの部分は昨年度から変更しておりませんが、31ページの上から3つ目のポツからが追加です。まず、昨年8月の一体改革関連法で『税制の抜本的な改革において遍在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。』とされた」ということを書いておまして、次のところで、「したがって、今回の地方消費税率の引上げ時期までに『地方法人特別税等に関する暫定措置法』を確実に廃止し、地方法人特別税を地方税として復元すべきである」としてあります。

一番下のパラグラフは、次のページにかけてですが、人口1人当たりの道府県税収の最大／最小の倍率は、17年度は3.16倍、23年度は2.5倍で、直近では暫定措置導入前ほどの偏在はないこと、32ページに行きまして、暫定措置を撤廃・復元し、地方消費税率を引き上げた場合の人口1人当たりの道府県税収の最大／最小の倍率を試算すると2.49倍であり、現行より偏在は拡大しないとしてあります。ここは5月に〇〇委員が総務省検討会で発表された内容でございます。

次のパラグラフは、全国知事会などが主張しているところですが、地方消費税は1人当たり税収で最大約2倍の格差があり、地方消費税の充実により大都市のみ税源が拡充され、社会保障給付支出に不均衡が生じる。地方消費税の税率を引き上げても、交付団体にとっては臨時財政対策債の減によって相殺され、増収には結びつかないということが言われているけれども、これに対する反論として、次のパラグラフで、「臨財債が交付税の将来需要の先食いであることを踏まえれば、その発行減は中長期的に交付団体にとってメリットがあることは明らかである」としてあります。

次に、4の「地方財政調整制度を巡る論点」でございます。昨年度は税源交換や地方共同税について原則的に反論を書いていたのですが、今回は全国知事会の研究会から具体的な提案がされておりますので、それに反論する形で記述しております。まず、(1)の「財政需要と税収」で、ここは東京の財政需要というところですので、昨年度の内容とほぼ同じです。書き加えたのは、33ページの下から5行目に「社会保障ニーズの増大のみならず、地域のつながりが希薄なことなどによる大都市特有の深刻な課題を生み出す」というところをつけ加えてあります。

34ページをご覧ください。「(2) 財政調整に関する最近の議論」ということで、最初のところで、これは一体改革関連法の「ロ」の部分ですが、「地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」とされたということを説明しまして、いろんな提案が行われていますということです。

まず、34ページの「交付税原資に係わる税源交換」では、知事会の研究会が「消費税の

一部を地方消費税に、法人住民税法人税割の一部を国税化して地方交付税の原資とすることにより、遍在性の小さな地方税体系をつくる」という提案をしております。税源交換については、「合理性・正当性を持たない」と昨年度も書いておりましたが、法人住民税という具体的な税目が挙がっていますので、「基幹税の一つであるという事実を無視し」ですとか、下から2番目のところに「課税自主権を発揮する余地のある法人住民税を国税化することは地方分権の流れに逆行」であるとか、さらに「税源涵養インセンティブの機能も果たしていること、都道府県だけでなく市町村の基幹税でもあることに留意すべき」としております。

35ページに参りまして、「地方共同税」でございますが、最初に、いわゆる地方共同税として、水平的財政調整を行うべきという一般的な地方共同税と言われているものについて反論しております、ここについては昨年度と同様でございます。

地方共同税の4つ目と5つ目が追加でして、「一方」というところですけども、知事会の研究会が、地方交付税による財源保障を前提とした上で、ナショナルミニマムを上回る部分に対応する地方共通の財源を確保するため、地方が主体的に地方共同税として課税し、地方が合意した客観的な指標で配分するといった方策が言われていますので、それについて、その下の「しかし」というところで、「ナショナルミニマムの水準が明確でなく、本来は国が担うべき財源保障、財源調整の責任が地方に押し付けられ、結果として地方税全体が地方財政調整に使われてしまうことにつながる恐れがある」としております。

次に、「地方共有税」ですが、こちらも全国知事会研究会の提案で出てきたのですが、そんなに具体的ではないということもあり、2つ目のパラグラフのとおり、「現行の地方交付税制度と別の形が必要なのか、財源保障に対する国の責任を狭めるものかどうかなどの観点から、更なる議論が求められる」としております。

(3)の「今後の議論に向けて」では、4つ目のポツで、現在のさまざまな議論の背景には、「三位一体改革において行われた地方交付税総額の削減が、財政力の弱い地方自治体の財政を大きく圧迫し、その困窮を招くなど地方交付税本来の役割が十分に果たされていないという現状がある」として、続きまして、「現行の地方交付税制度の機能の検証を十分に行うことなく、地方税を原資とした財政調整を議論することは、『地方財政の問題は地方間で調整すべき』という考え方を助長しかねず、結果として地方交付税削減の流れを加速化するだけである。地方財政調整は、地方交付税制度によって行われるべきである」としております。

次のパラグラフは新しい記述でございまして、36ページの下から2行目からですけども、「住民の理解と納得という視点が重要である。個別の税目ではなく、地方税全体、交付税制度等も含めた観点で是正すべき偏在とは何かを住民に明確に説明できなければ、地方税の信頼が損なわれる」としております。

次のパラグラフで、「地方税の原則に則って考えるべき」と書いておりました、目先の偏在是正のみを目的として、不合理な税源交換を行うことや、地方共同税の仕組みを講ずることでは、住民の理解が得られないということで、「住民」というところを入れております。

あと、「また」という下から2つ目のポツを新しく入れておりました、「将来世代に負担を先送りすることがないよう、幅広い検討を行うことが重要」と、ここは新しく追加しており

ます。

一番下のパラグラフは去年と同じ表現になっております。

最後に、38ページをご覧くださいますが、第Ⅳ部「その他の検討課題」で、最初の3つのパラグラフは番号制度の概要ですとか目的、成立の経緯などを記載しております。4つ目のパラグラフは番号制度の導入で期待されること、またページの下の方で、膨大な番号を扱うことになるため、39ページへ行きまして、「個人情報保護対策などが不可欠である」ということを言っております。

39ページの1つ目のポツは、昨年と同様に番号制度の限界です。

次のところで、プッシュ型サービスについて小委員会でご議論がありましたので記載しまして、地方自治体の意見が反映されるようにということ、広く国民的な議論の上で検討が必要などとしております。

【小委員長】 ありがとうございます。地方財政調整制度ということで、地方法人特別税の話もここに代入しています。両者が関連して議論が進んできておりますので。地方財政調整は、本来は地方交付税の話ですが、法人特別税の取り扱いの問題も含めて、ここで書かせていただいております。最後は番号制度のことも述べていますが、これらにつきまして、質問、ご意見がございましたら。いかがでしょうか。

【委員】 まず29ページ目を見ていただくと、上から3つ目のポツで、地方税の充実、安定的で、偏在性の小さい地方税体系を目指すべきであるとうたっています。その上で、翻って34ページ目の税源交換に関する記述ですが、「交付税原資に係わる税源交換」で、2つ目のポツで消費税と法人税を交換しましょうという話ですが、そうすると、当然これは一般的には消費税のほうが安定的なので、最初に言ったポツと整合的である。2つ目は、確かに基幹税の一部であることは認めるけれども、偏在性があることもある種認めているわけで、そうすると、安定的で偏在性の小さい地方税体系を目指すならば、税源交換は正しいと言ってあげなくてはいけないのに、この後、下から2つ目のポツはこれに批判を加えていくわけで、だとすると最初のポツの書き方が違って、「安定的で偏在性の小さい地方税体系を目指すとの意見もあるが」みたいにして、だけど、違うのではないかとっておかないといけないような気がするのですが、いかがでしょうか。

【小委員長】 29ページのほうということですね。

【委員】 そうです。29ページのほうを直さないと、34ページ目と合わないという意味です。

【小委員長】 このあたりの議論は、先ほど事務局からも紹介がありましたが、地財審のときのプレゼンに沿っているのですか。どうですか。

【税制調査課長】 37ページの上に、地方税制度は応益性、安定性、普遍性、伸張性といった地方税の原則があるということで、普遍性という偏在是正のみを目的として仕組みを講ずることは困るということを書いておまして、29ページは、目指すのであれば税収が安定的で偏在性の小さい地方税体系を目指すということは、できれば目指すという形で書いているということで、去年も実は同じように書いています。ここは地方財政調整の意義のところなので、そこでこのように目指すべきであると書いておられると思います。昨年度もこの流

れで書いています。

【委員】 私が見落としていたのですしたらごめんなさい。ただ、今改めて読んで勉強して気づいたところという意味で申し上げます。そうすると、今の話ですと、地方税に関しては安定的で普遍的であるべきだけれども、財政調整の財源は、その方向とは別の理念があるというご説明だったと理解してよろしいですか。

【小委員長】 どうでしょうか。

【委員】 私が見落としていたことはごめんなさいの上で、29ページのほうは、地方税の充実だったら安定性と偏在性が特に重要だけれども、財政調整の財源としては、その考え方とはまた別の考え方がありますよというのが34ページ目の下から3つ目のポツという意味ですか。そういう質問でございました。

【委員】 多分29ページのみそは、「地方税の充実」と書いてあるので、これから増える分はという意味だと思います。今持っているのは手放さないけれども、これから増える分は偏在性が少ないので行きましょうという書きぶりだと思いますよ。「充実は」と書いてあるので、「地方税体系は」ではないですよ。それでよろしいのでしょうか。

【税制部長】 29ページの表現は、都税調始まって以来ずっと大体こういう言い方をされていて、当時は税源移譲する前で、そういう意味で〇〇委員がおっしゃられたような趣旨でもともと書いてあったと思います。安定性、偏在性になるべく少ないというのは地方税として理想的であるという、ここは多分否定できないと思います。一方で、それを推進すると、偏在性の多い税は地方税としてふさわしくないという極論が出てしまうということで、なおかつ、現在の動きというのは、ある意味、財政調整の手段として地方税をいじろうということなので、それについては東京都としても、はい、そうですかとは言えませんということで、こういう複雑な表現になっていると思います。ですので、そこら辺は少し整理をしたほうが良いということであれば、先生方と相談して表現については工夫したい。ただ、あるべき姿を否定することはよろしくないのかなと思います。

【委員】 今言ったあるべき姿はどっちですか。

【税制部長】 あるべき姿は、税の姿としては安定で偏在性が少ない。どの地方団体も十分な地方税が入るというのは理想だと思います。ただ、現実問題として税源が偏在していることは間違いない。そのために財政調整制度があるわけだけれども、交付税がきちんと機能していないがために、だったら今ある地方税の形を変えて、なるべく均等化するようにしようという動き、これはこれで当然出てくる動きだと思っています。ただ、それに東京都も全く賛成しますとは言にくいところがあるという苦しい立場がございまして、そのあたりはご理解いただきたいと思っています。

【小委員長】 ご意見、ご発言はいろいろございます。これについても、どういう形の表現が適切であるかということについて考えさせてもらいたいと思います。ありがとうございます。

【委員】 確かに37ページのところで4つの原則が掲げられて、これは本来、総論部分にあって、最初に出てくる。その上で、改革するならば充実をしたいという話が出てくるとすると、充実というのは地方税の原則に照らすと一体どこに入るのかよくわからないので、

きっと語られざる別の原則があるのだらうと。財源確保、あるいは財源調達ですね。税制はそもそもお金を調達するためですが、原則を満たしたら、まず金を集めることが必要だというのがあって、それが充実という概念なののだらうと思います。

そうすると、個別の議論でいろいろ反論していくときに、お金の確保だけだったら税源交換、スワップしていればいいだらうという議論になるわけで、充実だけでは反論できないというので、多分ここで地方分権が出てくる。課税自主権を法人住民税は使えるけれども、地方消費税では使えないのではないか、だから、ロットだけ同じでスワップされても困るだらうという議論が出てきているとすると、37ページの原則には、さらにもう1つ別の原則が多分あって、分権性とか自主性とか、そういう原則が本当はあるのだらうと。各論で論拠を出していくと、総論では議論されていない語られざる暗黙の原則があって、財源確保という原則あるいは根本原則と、自主性あるいは政策的裁量性が地方税であると当然含まれている。その上で、この4つの原則があるということなのではないかなという気がします。きれいに書くのだったら、最初に原理論、ちゃんと総論を書いた上で各論の議論を組み立てないと、とりあえず相手が言ってきた議論に逐次反論していくと、いろいろこうでもない、ああでもないという議論を出していったら、結果的には何がなんだか分からなくなるので、最後にまとめてもいいかと思います。実質的にはそういうことで、それはそれなりに理解できると思うのですけれども。

【小委員長】 ありがとうございます。どこに書くといいか、今言われた視点をどういうふうに書いたらいいかを含めて検討させていただきます。

【委員】 31ページの最後のところですが、偏在性のことをデータで見ているものです。これはこれでデータのとおりのものなのでしょうけれども、最大／最小の比率のみが偏在の指標ではないので。この点、僕だったらすぐ突っ込みます。この間計算してみたのですけれども、ほかの指標で見ると偏在の度合いは変わってしまいます。分散で見ると偏在は大きくなるのですけれども、変動係数やジニ係数で見ると偏在度は小さくなったりするので……。

【委員】 変動係数はこのときも参考で恐らくやっただいていただいていると思います。

【税制調査課長】 やっています。

【委員】 変動係数は平均で割ってしまうので、平均が大きくなれば小さくなる傾向にあります。分散だけで見るととても大きくなりますから、ある意味、恣意的に使えるのですよね。なので、数字を出してこういうふうになるよというのは当然言えると思うので、これだけで偏在をあらわしているというのは、ちょっと気をつけられたほうがいいかなと思います。

【小委員長】 第3回小委員会の際に配付した資料にもいろいろ入っていますので、これをどういうふうに見えるのかということについては、また検討させていただきます。ありがとうございます。

【委員】 あともう1点は、「その他の検討課題」で、先ほど来、固定資産税、法人課税の償却資産の話も出たのですけれども、昨年11月19日の中間報告の目次を見ていただくとわかるのですが、「その他の検討事項」で、「公平な徴収を担保する仕組み」と、「これからの固定資産税制」とあるわけです。これは過去にも、中間報告を積み上げていくときに、

前の年の中間報告で書かれたことで、ある程度情勢が変わって書かなくてもよくなったものと、そのまま残していくものいろいろあると思うのですが、この辺はその他の検討事項で、これからの固定資産税に触れないことがいいのかどうか。同じような書きぶりでも書いておいたほうがいいのか。例えば「公平な徴収を担保する仕組み」で言えば、租税教育等、要らないと言えば要らないというご意見もあろうかと思うのです。けれども、特に3年間を1期とすると、最初の中間報告と、今回のように2回目のときの中間報告と、最後の答申といったときの間の中間報告の位置づけというのでしょうか、どういうふうに理解をしたらいいのでしょうかというところも少し考えておかなければいけないかなと思います。

言いたいことは、昨年の中間報告では書かれていた「その他の検討事項」と、今年の中間報告で書かれた「その他の検討課題」の関係性について、今のご意見をいろいろ伺ってみると、やはり注意をしておいたほうがいいかなと。こうしてくださいということではありません。やっぱりちょっと考えておいたほうがいいかなという気もいたします。この辺は委員長にお考えいただけたらと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。いわゆる積み上げ方式といいますか、そういう形でやっていくということになりますと、昨年度で言うと、これもかなりページ数はとっているのですが、今回の中間報告のその他のところに全部書くというやり方が1つあるかと思えます。もう1つのやり方は、今年度はそこについてあまりやっていないので、昨年度の中間報告に載っていることはそのまま生きているということを今年の中間報告の最後に書いておくという手もあると思います。ただし、番号制度については、昨年度から変わったので、ここで書いているのですが、その他のことについては、消したわけではなくて、生きていて、答申のときには全てそれを含めるという表現もできますので、そこもまた後でご相談できればと思っております。

【委員】 先ほど出ましたけれども、34ページの税源交換と地方共同税のところは、都から言うと重要なところだと思います。それがゆえに議論の仕方をもうちょっと変えたほうがいいと思います。この議論の仕方は、僕は全く納得できないので。消費税の税率を勝手に動かすことはできないとか、そっちのほうからちゃんと書いたほうが……。34ページの最後の2つのポツは、そもそもこういうことをするのがいいことかどうかという議論が学界ではあるので。35ページの2つ目のポツも、受益と負担がよく出てきますけれども、僕は法人税自体が受益と負担は全く一致していないと思いますから。そう考える学者も多いので、一般の人はだましても、ちゃんとした議論をする場合はちょっと弱い議論かなと。重要なところでもあるので、しっかり議論を煮詰められたほうがいいかなと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。34ページから35ページにかけての表現をどうするか、先ほどからもいろいろご議論が出ておりますので、これもまた会長あるいは事務局も含めて再度検討させていただきます。

時間が12時を回りました。いかがでしょうか。私の予想としては、今回が一番時間がかかるだろうと。全部の論点を含めてまとめようとしていますので。予想どおりそうなっているわけです。いろいろご意見をいただきましたので、今いただいたご意見を踏まえて、中間

報告案をさらに詳しく作成します。その案文につきましては、次回、第5回小委員会でお示ししますので、再度それについてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。それでは、そうさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、事務局から今後の日程の説明をお願いします。

【税制調査課長】 第5回小委員会の開催日時についてでございますが、10月22日(火曜日)の午前10時から、こちらのS6会議室で開催させていただきます。また、総会の日程について申し上げたいと思います。第2回の総会は11月11日(月曜日)の10時から、第3回は11月19日(火曜日)の10時からを予定しております。正式な通知は後日お送りさせていただきます。日程については以上でございます。

【小委員長】 それでは、本日の議事を終了します。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第4回小委員会を閉会とさせていただきます。

——了——